

令和 6 年第 2 回京丹波町議会定例会（第 1 号）

令和 6 年 5 月 3 1 日（金）

開会 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和 6 年 5 月 3 1 日

1 5 日間

至 令和 6 年 6 月 1 4 日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 同意第 1 号 監査委員の選任について

第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 0 議案第 4 5 号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 1 議案第 4 6 号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 2 議案第 4 7 号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 3 議案第 4 8 号 令和 6 年度 京丹波町役場旧庁舎解体工事請負契約について

第 1 4 議案第 4 9 号 令和 6 年度 町営バス（小型バス）購入契約について

第 1 5 議案第 5 0 号 土地の取得について

第 1 6 議案第 5 1 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 1 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1 番	山 崎 裕 二 君
2 番	山 崎 眞 宏 君
3 番	畠 中 清 司 君
4 番	伊 藤 康 二 君
5 番	居 谷 知 範 君
6 番	西 山 芳 明 君
7 番	隅 山 卓 夫 君
8 番	谷 口 勝 已 君
9 番	山 田 均 君
1 0 番	東 まさ子 君
1 1 番	松 村 英 樹 君
1 2 番	森 田 幸 子 君
1 3 番	梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席を求めた者（25名）

町 長	畠 中 源 一 君
副 町 長	山 森 英 二 君
総 務 部 長	松 山 征 義 君
健 康 福 祉 部 長	木 南 哲 也 君
産 業 建 設 部 長	栗 林 英 治 君
総 務 課 長	田 中 晋 雄 君

財 政 課 長	山 内 明 宏 君
デジタル政策課長	田 畑 昭 彦 君
税 務 課 長	小 山 潤 君
住 民 課 長	大 西 義 弘 君
福 祉 支 援 課 長	原 澤 洋 君
健 康 推 進 課 長	西 野 菜保子 君
子育て支援課長	保 田 利 和 君
医 療 政 策 課 長	中 野 竜 二 君
農 林 振 興 課 長	山 内 敏 史 君
商 工 観 光 課 長	片 山 健 君
土 木 建 築 課 長	井 上 晴 之 君
上 下 水 道 課 長	村 田 弘 之 君
会 計 管 理 者	谷 口 玲 子 君
瑞 穂 支 所 長	豊 嶋 浩 史 君
和 知 支 所 長	山 内 善 史 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	岡 本 明 美 君
学 校 教 育 課 長	宇 野 浩 史 君
社 会 教 育 課 長	西 山 直 人 君

6 欠席執行部（1名）

企 画 情 報 課 長	堀 友 輔 君
-------------	---------

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	樹 山 敬 子
書 記	山 本 美 子
書 記	松 谷 洋 二

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番議員・居谷知範君、6番議員・西山芳明君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの15日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

堀企画情報課長から、体調不良のため本会議を欠席したい旨、届出があり、受理しましたので報告します。

本定例会に町長から提出されております案件は、同意第1号ほか11件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案理由説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

3月26日、4月4日、4月9日、4月15日に議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより第83号への写真の無断使用の問題が発生した原因の究明、再発防止対策等について協議されました。

また、その協議結果が、4月4日、4月19日開催の全員協議会において報告され、今後の取組等について、協議、確認されました。

山崎裕二議員より、議会運営委員、議会広報広聴特別委員の辞任届が提出され、5月9日、辞任が許可されました。これに伴い、議会運営委員会、全員協議会が開催され、同日、議会運営委員に谷口勝巳議員が、また、議会広報広聴特別委員に畠中清司議員が就任されました。

5月27日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での内容報告が行われました。

5月9日、5月14日、5月20日、5月21日、5月29日には、議会だより第84号発行に向けた会議が行われました。

本定例会までに受理した要望書をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、全員協議会、また議会広報広聴特別委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和6年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援とご協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、新年度も穏やかに推移しております。町内各地で田植え作業も順調に進み、一区切りを迎えようとしております。京丹波町の里や野山も新緑がまぶしい季節となりました。今

後、ブランド産品であります、黒大豆や大納言小豆をはじめとする畑作物の作付準備も進んでまいります。このまま順調に作物が育ち、実り多い秋が迎えられることを心から願うものであります。

さて、令和6年度は町政をお預かりして3回目の予算編成を行ったところであり、いよいよ私の思いが形となって、芽吹いていく年度となるよう、議会議員の皆様や職員と一体となって取り組んでいきたいと考えております。

人口減少、少子化高齢化は、地方全体の共通課題であり、その中でも自治体のデジタル実装は重要課題となっていることから、今年度よりデジタル政策課を設置し、新たな地域づくりに向けてデジタル技術の導入を進めてまいりたいと考えております。

今年度においては、マイナンバーカードを活用した電子申請サービス及び申請書作成システムの導入を行い、さらに窓口における手数料支払いのキャッシュレス化、多国籍の外国人や高齢者、障害者の窓口対応にAIを活用した音声による多言語通訳サービスの導入など、窓口DX化を進めてまいります。

物価高騰に対応するため実施される定額減税等の新たな経済対策において、従前より実施している低所得者向けの給付金とは別に、定額減税補足給付金対策室を本年4月に設置し、対応することとしております。今後の国の動向に併せて速やかに実施できるよう、努めてまいります。

次に、多くの食材が集積する本町において、フードバレー京丹波推進協議会による事業推進を目指して、同じくフードテック構想を掲げる京都府政とのさらなる連携を図るため、京都府と同分野における人事交流を実施し、取組を進めてまいります。

また、3月には京丹波栗振興に関する施策の推進のため、新たに地域おこし協力隊1名を採用し、事業推進を図るとともに、生産拡大とブランド戦略推進の指標となる生産振興計画を策定し、計画の達成に向けて取り組んでまいります。

地域振興やスポーツ振興などを目的とする複合施設であるグリーンランドみずほにおいて、その中核である道の駅「瑞穂の里・さらびき」の大規模リニューアルを計画しており、令和7年度中の改修に向け、現在実施設計を進めているところです。あわせて、みずほガーデンロッジの改修を行い、関係人口と連携した地域活動を活性化する、施設の一体的な活用に取り組んでまいります。

町内にあるアズビル株式会社が設立された一般財団法人アズビル山武財団と、青少年の健全な育成のため町の将来の担い手育成に向けた取組を進めるため、このたび、包括連携協定を締結いたしました。

本町小中学生への体験型学習、講座の実施や、須知高校及び林業大学校の活性化に関する事項も含め、地元定着に向けた取組を連携して進めていくことにより、児童生徒の健全育成につなげていきたいと考えております。

教育、食、健康、福祉等あらゆる分野での交流を図り、本町の将来を担う人材育成のため、相互友好協力協定を締結した十文字学園女子大学に、本年度より須知高校卒業生が入学しました。より一層の連携強化を図る一步として、大きな期待をしているところであり、引き続き十文字学園の発展を願うものであります。

町の宝である子どもたちの健やかな成長のため、京丹波町の良さを生かした京丹波町ならではの教育を推進し、「未来を考える京丹波GREEN SCHOOL」と題して、地域に根差した豊かな学びの創造と、確かな学力の育成を図る探求型学習を進めてまいります。また、小中学校での熱中症リスクに対する軽減策を推進し、安心安全な教育環境の整備に努めてまいります。

また、4月1日より、瑞穂保健福祉センターにこども家庭センターを開設しました。全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目のない一体的な相談支援体制機能を有し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深めることにより個々の家庭に応じた支援体制の強化に取り組んでまいります。

去る3月31日をもって、85年の長きにわたる運行を終えられた西日本JRバス園福線は、翌4月1日から運行事業者として中京交通が引き継ぐこととなり、新たな地域交通の歩みを始めました。

運行本数の増便や利用料金の減額など、利便性の向上も図っていただいております。私たちの町の大切な交通手段として多くの町民の皆様の利用を望むとともに、地域に愛される公共交通として期待しているところです。

町長に就任して以来、私の考え、思い、熱意を町民の皆様に直接お伝えする機会として、昨年度も開催いたしました町政懇談会につきまして、旧町ごとに4か所の合計12会場で開催する予定としております。

町民の皆様と直接対話し、目指す町の将来像を語り合う場とするとともに、会場に参加いただけない町民の皆様には別の機会を設けるなど、町の発展に向け大いに語り合いたいと考えております。

最後に、令和5年度の各会計決算見込みであります。一般会計では、歳入115億5,000万円、歳出114億9,000万円、収支は6,000万円で、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、4,000万円程度を見込んでおります。また、公営企業会計を除

く特別会計では、歳入５４億３，０００万円、歳出５２億９，０００万円で、収支は１億４，０００万円程度を見込んでおります。

今後も引き続き財政の健全化に取り組んでまいりますとともに、適正な予算執行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第５、同意第１号 監査委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第５、同意第１号 監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第１１７条の規定により、谷口勝巳君の退場を求めます。

（谷口勝巳君 退場）

○議長（梅原好範君） 町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和６年第２回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第１号 監査委員の選任につきましては、地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき、議員のうちから選任する監査委員に谷口勝巳氏を選任することをお願いしております。

谷口氏は、平成２９年１１月から京丹波町議会議員として産業建設常任委員会や福祉厚生常任委員会の副委員長のほか、令和３年１１月から２年間、監査委員としてご活躍をいただいております。人格高潔で、豊富な知識とご経験を基に、職務を適切に行っていただけるものと存じております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより日程第５、同意第１号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第１号 監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第１号 監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

谷口勝巳君の復席を求めます。

(谷口勝巳君 復席)

《日程第６、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第１６、議案第５１号 令和６年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第６、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第１６、議案第５１号 令和６年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）までの議案につきましては、本日は、提案理由説明のみとし、質疑、討論、採決は、後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第６、承認第２号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第１６、議案第５１号 令和６年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）までを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き、提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第２号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

定額減税における個人住民税の特別税額控除の実施、固定資産税の土地に係る特例措置に関する改正など、地方税法において改正された内容に基づき必要な整理を行うものであります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、関係省令の一部改正の施行に伴い、過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正により、適用期限を延長するものです。

承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、議会の承認をお願いしております。

国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金等課税額を22万円から24万円に引き上げるものです。

承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきましては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、議会の承認をお願いしております。

給水装置の構造等の基準に関する省庁権限の移管により、所要の改正を行うものです。

議案第45号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第46号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公益法人等に係る町民税の課税の特例に関する本則附則の規定削除など、所要の改正を行うものです。

議案第47号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害援護資金貸付に係る要件緩和及び支給審査委員会に関する規定の追加などの改正を行うものです。

議案第48号 令和6年度 京丹波町役場旧庁舎解体工事請負契約につきましては、株式会社野口建設と9,838万7,300円で契約を締結することについて、議会の議決をお願いしております。

事業の概要につきましては、令和３年１０月末をもって閉庁しました旧庁舎及び敷地内の
附属施設を含めた解体除却工事を実施するものであります。

議案第４９号 令和６年度 町営バス（小型バス）購入契約につきましては、現在、丹波
バス事業所の町営バスで、老朽化が著しい車両について更新を行うもので、町営バスとして
使用する小型バス２台を有限会社野村自動車工業から２，７７２万円で購入するものであり
ます。通行路線としては、丹波地域を予定しております。

議案第５０号 土地の取得につきましては、町道蒲生野中央北線排水路の整備において、
集落の流末対策と須知川下流域の水害対策として、排水路及び調整池の用地とするため、山
林８，５３６．０１平方メートルを町内在住の個人１４名から１，７３２万円８，１００円
で取得することをお願いしております。

議案第５１号 令和６年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）につきましては、補正前
の額１１２億３，３００万円に６億９，２６０万６，０００円を追加し、補正後の額を１１
９億２，５６０万６，０００円とすることをお願いしております。

初めに、歳出の主な事業としまして、総務費では、定額減税補足給付金支給事業に９，５
５０万１，０００円の計上をお願いしております。定額減税し切れないと見込まれる方に対
し、給付金を支給するものであります。

民生費では、物価高騰対応重点支援給付金支給事業に３，２１８万６，０００円の計上を
お願いしております。新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみの課税世帯への給付とこ
ども加算給付を行うものであります。

農林水産業費では、農業振興費の高温対策支援事業に３８７万８，０００円の計上をお願
いしております。高温対策機器の導入等に取り組む農業者に対し支援するものであります。

また、畜産業費の畜産競争力強化整備事業に５億４，３６０万６，０００円の計上をお願
いしております。国の補助金を活用した畜産施設整備等の支援をするものであります。

商工費では、想いでつながるコミュニティ推進事業に１，１９４万６，０００円の計上を
お願いしております。持続可能な地域と食と農を観光モデルとする、企業・教育機関向けの
観光ツアー造成を行うものであります。

土木費では、住宅費の木造住宅耐震改修事業に１００万円の計上をお願いしております。
木造住宅耐震改修補助金の拡充を行うものであります。

教育費では、事務局費の学校適応支援推進事業に２８２万９，０００円の計上をお願いし
ております。不登校児童生徒等への支援体制の充実を図るものであります。

情報化推進費では、リーディングＤＸスクール事業に９９万５，０００円の計上をお願い

しております。1人1台端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出・モデル化するものであります。

また、学校管理費の小学校一般管理事業に66万5,000円の計上をお願いしております。丹波ひかり小学校図書室の高温対策を行うものであります。

次に、歳入でございます。

まず、町税では、定額減税の減収分として、個人所得割につきまして5,000万円の減額計上をしております。この減収分は全額国費で補填されることになっており、地方特例交付金に5,000万円を計上しております。

国庫支出金では、総額1億4,121万3,000円を計上しております。総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金に1億2,768万7,000円を、教育費国庫補助金では、教育支援体制整備事業補助金に158万円を、商工費国庫補助金では、サステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業補助金に1,194万6,000円を計上しております。

府支出金では、総額5億4,798万4,000円を計上しております。農林水産業費府補助金では、畜産競争力強化整備事業補助金に5億4,360万6,000円を、高温対策支援事業補助金に387万8,000円を、土木費府補助金では、木造住宅耐震改修補助金に50万円を計上しております。

諸収入では、リーディングDXスクール事業委託金に99万5,000円を計上しております。

最後に、今回の歳出補正額に対して必要な財源を確保するため、財政調整基金繰入金から241万4,000円を繰り入れて財源調整を図ることといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。説明は、日程順にお願いします。

小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 承認第2号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、施行期日を令和6年4月1日とする必要のある内容について専決処分として措置させていただきました。その他の施行期日分につきましては、議案として上程させていただき、必要な整理をお願いするものであります。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

最初に、新旧対照表 1 ページからご覧ください。

第 5 1 条につきましては、職権による町民税の減税を可能とする規定を追加し、併せて文言の整理を行うものであります。

次に、1 ページから 2 ページ、第 7 1 条につきましては、職権による固定資産税の減免を可能とする規定を追加し、併せて文言の整理を行うものであります。

次に、2 ページ、第 1 3 9 条の 2 につきましては、職権による特別土地保有税の減免を可能とする規定を追加し、併せて文言の整理を行うものであります。

次に、2 ページから 3 ページ、附則第 5 条の 2 につきましては、能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設に伴い、所要の整理を行うものであります。

次に、4 ページ、附則第 6 条につきましては、能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設に伴い、条ずれとなったことから、所要の整理を行うものであります。

4 ページから 5 ページ、附則第 7 条の 5 につきましては、令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴い、所要の整理を行うものであります。

5 ページから 7 ページ、附則第 7 条の 6 につきましては、令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴い、納税通知書に係る所要の整理を行うものであります。

7 ページから 1 4 ページ、附則第 7 条の 7 につきましては、令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴い、公的年金等に係る所要の整理を行うものであります。

1 4 ページ、附則第 7 条の 8 につきましては、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者の令和 7 年度分の個人住民税の特別税額控除の新設に伴い、所要の整理を行うものであります。

1 4 ページから 1 5 ページ、附則第 8 条につきましては、特別税額控除に係る附則新設に伴い、条ずれによる改正、併せて特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、規定適用後のものとなるよう読替規定を追加し、所要の整理を行うものであります。

1 5 ページから 1 6 ページ、附則第 1 0 条の 2 につきましては、法改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の課税特例のうち、一定のバイオマス発電設備について、税額の減額特例措置の割合を定める規定を新設し、併せて地方税法附則の改正に伴う項ずれの整理を行うものであります。

1 6 ページから 1 8 ページ、附則第 1 0 条の 3 につきましては、区分所有の認定長期優良住宅に係る特例について、減免申請がなくても一定の要件に該当すれば特例を適用できる規定を新設し、項ずれ及び文言の整理を行うものであります。

1 8 ページから 1 9 ページ、附則第 1 1 条につきましては、現行の固定資産税の特例措置

が３年間延長となったため、同様に表題中の年度について所要の整理を行うものであります。

１９ページ、附則第１１条の２につきましては、法改正に伴い、土地の価格の特例措置が３年間延長されることとなったため、適用年度について所要の整理を行うものであります。

１９ページから２２ページ、附則第１２条につきましては、法改正に伴い、宅地等に対して課する固定資産税の特例措置が３年間延長されることとなったため、適用年度について所要の整理を行うものであります。

２２ページ、附則第１３条につきましては、法改正に伴い、農地に対して課する固定資産税の特例措置が３年間延長されることとなったため、適用年度について所要の整理を行うものであります。

２２ページから２３ページ、附則第１５条につきましては、法改正に伴い、特別土地保有税に係る特例措置が３年間延長されることとなったため、適用年度について所要の整理を行うものであります。

２３ページから２４ページ、附則第１６条の３につきましては、法改正に伴い、特別税額控除の対象となる上場株式等に係る配当所得の分離課税分所得割額を含める読替規定の追加を行うものであります。

２４ページ、附則第１６条の４につきましては、法改正に伴い、特別税額控除の対象となる土地等の譲渡等に係る事業所得の分離課税分所得割額を含める読替規定の追加を行うものであります。

２４ページから２５ページ、附則第１７条につきましては、法改正に伴い、特別税額控除の対象となる長期譲渡所得の分離課税分所得割額を含める読替規定の追加を行うものであります。

２５ページ、附則第１８条につきましては、法改正に伴い、特別税額控除の対象となる短期譲渡所得の分離課税分所得割額を含める読替規定の追加を行うものであります。

２５ページ、附則第１９条につきましては、法改正に伴い、特別税額控除の対象となる一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分所得割額を含める読替規定の追加を行うものであります。

２５ページから２６ページ、附則第２０条につきましては、法改正に伴い、特別税額控除の対象となる先物取引に係る雑所得等の分離課税分所得割額を含める読替規定の追加を行うものであります。

２６ページ、附則第２０条の２につきましては、法改正に伴い、特別税額控除の対象となる特例適用利子等及び配当等に係る所得割額を含める読替規定の追加を行うものであります。

26 ページから 27 ページ、附則第 20 条の 3 につきましては、法改正に伴い、特別税額控除の対象となる条約適用利子等及び配当等に係る所得割額を含める読替規定の追加を行うものであります。

続きまして、承認第 3 号 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とすることから措置させていただいたものでございます。

それでは、改正内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページ、第 2 条につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、適用期限を 3 年間延長するものであります。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 3 月 30 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。

改正内容は、保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準の見直しでございます。

具体的には、2 枚めくっていただきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、第 2 条第 3 項の関係でございます。後期高齢者支援金分の基礎控除額について、ただし書で規定する限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げるものでございます。

なお、当初予算算定時の状況からの試算になりますが、限度額の引上げに伴いまして、後期高齢者支援金分の限度額を超える世帯は 11 世帯から 7 世帯に、保険税の増額分は約 14 万円を見込んでおります。

次に、第 23 条第 1 項の 24 万円につきましては、先ほど申し上げました課税限度額の引上げに関連するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第 2 号でございますが、5 割軽減の判定所得におきまして、被保険者数等に乗じる金額を

29万円から29万5,000円に引き上げるもの。

第3号では、2割軽減の判定所得の算定において、被保険者数等に乗じる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

なお、これも当初予算算定時の状況からの試算になりますが、この改正によりまして、5割軽減世帯は4世帯5人の増加、軽減額は約15万円、2割軽減世帯は5世帯15人の増加、軽減額は約14万円を見込んでおります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） それでは、承認第5号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、給水装置の構造等の基準に関して、厚生労働省から国土交通省に権限移管されることから関係条例の改正を行うものです。

施行に関して、法施行日であります令和6年4月1日に合わせて改正すべきところではありましたが、この条例のほかに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例においても、同様に厚生労働大臣から国土交通大臣への改正が必要となっておりますが、政令及び省令において、ほかの内容についても改正の検討がされていることから、どちらの条例につきましても3月定例会での上程を見送ったところ、令和6年3月29日付で発出された政令によりまして、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例に関連する改正のみ施行日が令和7年4月1日に定まったことから、本条例については専決処分として措置させていただいたところでございます。

それでは、京丹波町水道事業給水条例の改正内容につきまして、その概要をご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第5条、給水装置の新設等の申込み、第31条、給水装置の基準違反に対する措置、第34条、過料、全てにつきまして、給水装置の軽微な変更に関しての定めがある厚生労働省令から権限移管されました国土交通省令に改めるものでございます。

以上、承認第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） それでは、議案第45号 京丹波町行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称、マイナンバー法の一部改正に伴い、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しなど、法改正に合わせて改正するものです。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

法改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2が廃止されたことにより、第2条第5項で特定個人番号利用事務を、第6項で利用特定個人情報情報の定義を加えます。

第4条、個人番号の利用範囲についても、法改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2が廃止され、引用箇所が変わったことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、文言改正を行います。

条例の施行日は、公布日から施行し、法律が施行された令和6年5月27日から適用します。

以上、誠に簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 議案第46号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を本年4月1日とする必要のある改正につきましては、専決処分とさせていただいたところでございます。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

1 ページ、第56条につきましては、固定資産税の非課税措置のうち、私立学校法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

2 ページ、附則第4条の2につきましては、本則附則の規定削除により整理を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、議案第４７号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する条例では、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法律施行令の規定に基づき、暴風や豪雨及び地震などの自然災害により死亡された住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、同じく自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた住民への災害障害見舞金の支給、そして自然災害により被害を受けられた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行うものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第１４条関係でございますが、これまでは災害援護資金の貸付けを受けようとする者は保証人を立てなければならないこととし、据置期間は無利子とし、据置期間経過後もその利率を延滞の場合を除き無利子とする規定としておりましたが、今回、少子高齢化の進展等、家族を取り巻く環境等の変化により、保証人を立てることが困難なケースも想定されることから、保証人を立てない場合でも災害援護資金の貸付けを可能とし、保証人に係る要件を緩和するものでございます。これによりまして、保証人を立てない場合には、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年１．５％と規定するものであります。

なお、保証人を立てる場合は、引き続き無利子とするものでございます。

続きまして、第１５条第３項につきましては、償還等に係る引用する法律及び施行令の条項を整理させていただくものでございます。

続きまして、第１６条につきましては、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議をお願いする支給審査委員会の設置につきまして規定をさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第４７号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） それでは、議案第４８号 令和６年度 京丹波町役場旧庁舎解体工事請負契約につきまして、補足説明を申し上げます。

蒲生地内にあります旧庁舎につきましては、およそ６５年の長きにわたり旧丹波町、合併後の京丹波町の発展に大きく寄与してまいりましたが、令和３年１１月に新庁舎への移転も済ませ、現在はひっそりとした姿に変わっております。付近には住居も多くあり、火災や防

犯面など心配の声もあったところでございまして、令和５年度に実施設計を行い、令和６年度、今回、解体工事の請負契約を締結させていただき、住民の皆様の安心安全を図っていくものであります。

議案に、説明資料としまして資料１から資料３を添付しておりますので、ご覧ください。

まず、資料１、工事概要でございます。今回、解体工事を行います施設は、記載のとおり①本館から⑭土木建築課倉庫までとしております。

あわせて、資料２が解体建物の配置図となっておりますので、資料１の①から⑭と関連した形で表示をしております。

資料３でございますが、撤去後の配置図でございます。自転車置場、自販機置場は残しまして、全て撤去をいたします。本館のエントランス部分や花壇部分につきましてはアスファルト舗装、ほかの建物跡につきましては碎石敷きにし、粉じん防止処理を施工する予定でございます。

また、参考としまして、別途、入札結果表を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

それでは、議案書をご覧ください。

契約金額等につきましては、提案理由説明のとおりであります。

契約の方法は、地方自治法第２３４条第１項の規定による一般競争入札。

契約履行場所は、京丹波町蒲生地内。

契約期間は、議会の議決を得た日から令和７年１月３１日までとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 議案第４９号 令和６年度 町営バス（小型バス）購入契約についての補足説明を申し上げます。

本町のバス車両は、現在、中型バス７台、小型バス８台、ワゴン車５台の合計２０台を保有いたしております。

今回、購入いたします車両は、２９人乗りの小型バス、マイクロバスでございまして、２台を購入するもので、配車につきましては２台とも丹波バス事業所を予定いたしております。車両購入によりまして、廃車を予定している対象車両につきましては、丹波バス事業所の購入後１５年を経過した５６人乗り中型バスと購入後１４年を経過いたしました６１人乗り中型バスでございます。

今回、中型から小型に変更する理由といたしましては、スクール便における児童生徒の減少によりまして、小型化をさせていただきまして、維持管理経費削減等を図るものでございます。

契約内容につきましては、提案説明のとおりでございます。

また、説明資料といたしまして、購入します車両仕様書等の概要、また、現在配備しております同型の車両の写真、それと入札結果表を添付しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 議案５０号 土地の取得についての補足説明を申し上げます。

まず、町道蒲生野中央北線排水路（調整池）整備事業は、蒲生地内蒲生野団地付近を起点として、国道９号と２７号で挟まれた区域の流末対策と併せて、懸案となっております近年頻発する集中豪雨による下流域の水害対策として実施するものであります。

今回の土地の取得は、必要となる町道蒲生野中央北線北側の山林、蒲生蒲生野３０５番地の一部及び３５０番地１の山林８，５３６．０１平方メートルを取得するものであります。

１枚めくっていただいて、資料１をお願いいたします。

位置図でございます。

今回、購入を予定しております土地は、中央部の赤く着色した部分でございます。

次に、めくっていただきまして、資料２をお願いいたします。

この図面につきましては、さらに具体的に示したもので、ここに今回、土地を取得します範囲を赤色と黄色で着色したものでございます。これらの土地に図面右側の町道蒲生野中央北線からの排水路と調整池２か所を整備する計画となっております。

調整池とは、集中豪雨などにより、局地的な出水が起こった際に、下流水路の排水能力を超える可能性のある洪水を一時的にためる機能を果たすものであります。

調整池の貯留量は、合計で７，７８８立米となっております。

以上、議案５０号 土地の取得についての補足説明とさせていただきます。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） それでは、議案第５１号 令和６年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出から、事項別明細書の９ページから１０ページをお願いいたします。

初めに、２款、総務費、１項、総務管理費、９目、諸費では、定額減税補足給付金支給事業に９，５５０万１，０００円の計上をお願いしております。所得税及び住民税における定額減税の実施に伴い、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、所得税分では、令和５年分の所得税額により推計する令和６年分推計所得税額、または住民税分では、令和６年度分個人住民税所得割額を上回るものに対し、その上回る額の合算額を基礎として１万円単位で切り上げ算定した額を納税義務者に対して支給するものであります。

歳出の内容につきましては、１８節、負担金、補助及び交付金に定額減税補足給付金として給付対象者を２，５００人と見込み、９，３００万円を計上いたしております。

あわせて、業務に必要な事務経費として、３節、職員手当等に５０万円、１０節、需用費に７０万円及び１１節、役務費に９９万３，０００円を計上するとともに、１４節、工事請負費では、対策室の電話設備工事費用として町有施設整備等改修工事に５万円を、また、負担金、補助及び交付金にシステム改修負担金として２５万８，０００円を計上しております。

なお、本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を全額充当いたしております。

次に、３款、民生費、１項、社会福祉費、１目、社会福祉総務費では、物価高騰対応重点支援給付金支給事業に３，２１８万６，０００円の計上をお願いしております。令和６年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対し、１世帯当たり１０万円を支給するとともに、対象となる児童がいる場合には１人当たり５万円の支給を行うものであります。

歳出の内容といたしまして、１８節、負担金、補助及び交付金の物価高騰対応重点支援給付金として給付対象世帯を１７０世帯と見込み１，７００万円を、物価高騰対応重点支援給付金（均等割課税世帯）として給付対象世帯を１２０世帯と見込み１，２００万円を、物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）として給付対象者を５０人と見込み２５０万円をそれぞれ計上しております。

あわせて、業務に必要な事務経費として、１０節の需用費に３２万６，０００円を、１１節、役務費に１２万９，０００円を計上するとともに、システム改修負担金に２３万１，０００円を計上しております。

なお、本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を全額充当いたしております。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費では、高温対策支援事業に387万8,000円の計上をお願いしております。近年の記録的な猛暑の影響により、農産物等の生育不良による収量の減少や品質低下等が発生している中、高温対策機器の導入等に取り組む農業者に対し支援するものであり、18節、負担金、補助及び交付金の高温対策支援事業補助金として387万8,000円を計上しております。

なお、本事業に係る財源につきましては、府支出金の高温対策支援事業補助金を全額充當いたしております。

次に、4目、畜産業費では、畜産競争力強化整備事業につきまして5億4,360万6,000円の計上をお願いしております。同額の国庫補助を受けて行う間接補助事業であり、町の予算を経由して事業者に対し補助金を支出するものであります。京丹波町畜産クラスター協議会が施設整備を行う畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわゆる畜産クラスター事業に係るものであり、ウインドーレス鶏舎新設、集卵施設、コンポストなど、整備に係る補助金について計上をお願いするものであります。

また、同額を歳入予算において計上しております。

次に、7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費では、想いでつながるコミュニティ推進事業に1,194万6,000円の計上をお願いしております。京丹波町の食と農をテーマに、食材の産地や生産活動、市場、食卓に届くまでのあらゆる段階を捉え、持続可能な地域を意識した考え方や工夫について現場見学や農林業の実践、農家との対話を通して学ぶ企業・教育機関向けの観光ツアー「京丹波GREEN GREENツアー」を造成し、京丹波の一次産業を理解し、事業者、生産者、支援者など様々な関わり方で応援してくれる関係人口を域外に増やすことを目的とするものであります。

これらに係る経費として、12節、委託料の企画運営委託料に1,194万6,000円を計上しております。

なお、本事業に係る財源につきましては、国庫支出金のサステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業補助金を全額充當いたしております。

次に、8款、土木費、6項、住宅費、1目、住宅管理費では、木造住宅耐震改修事業に100万円の計上をお願いしております。令和6年1月1日に発生しました石川県能登半島地震を受け、京都府が令和6年度から令和7年度にかけて府内の耐震化を一層促進するための時限的な措置として、本事業に係る府補助金の増額を決定したことを受けまして、それに伴う町負担分につきましても増額を行うものであり、18節、負担金、補助及び交付金の木造住宅耐震改修補助金に本格改修2戸分の拡充分100万円を計上しております。

次に、１０款、教育費、１項、教育総務費、２目、事務局費では、学校適応支援推進事業に２８２万９，０００円の計上をお願いしております。不登校児童生徒等の学びを継続するために、学習環境等を整備することにより不登校児童生徒等への支援体制の充実を図るため、国庫支出金の教育支援体制整備事業補助金を要望していましたところ、交付内定がありましたので、今回必要となる経費を計上するものであります。

歳出の内容につきましては、７節、報償費に１５２万円を、１０節、需用費に３８万８，０００円を、１７節、備品購入費に９２万１，０００円を計上しております。

次に、４目、情報化推進費では、リーディングＤＸスクール事業に９９万５，０００円の計上をお願いしております。令和の日本型学校教育の構築に向けた優れた実践の創出、普及・展開の拠点となるリーディングＤＸスクール事業の指定校に和知小学校と和知中学校が指定されまして、１人１台のＩＣＴ端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出・モデル化し、互いの実践からの相互学習を強く推奨しつつ、校種を超えて横展開することにより、全国全ての学校における教育活動の高度化の実現に資することを目的とされているものでございます。

歳出の内容につきましては、７節、報償費に１５万円を、８節、旅費に８０万３，０００円を、１０節、需用費に４万２，０００円を計上しております。

同じく教育費の２項、小学校費、１目、学校管理費では、小学校一般管理事業に６６万５，０００円の計上をお願いしております。丹波ひかり小学校図書室の空調設備の不具合による高温対策として、１７節、備品購入費に気化式冷風機の購入経費として計上するものであります。

次に、歳入でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の５ページ以降をお願いいたします。

初めに、１款、町税、１項、町民税、１目、個人の個人所得割につきまして５，０００万円の減額をお願いしております。令和６年度の税制改正により、令和６年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族１人につき最大１万円の減税、いわゆる定額減税の実施に伴うものであります。

次に、１１款、１項、１目、地方特例交付金では、先ほどの個人住民税の定額減税に伴う減収額につきましては全額国費で補填されることとなっておりまして、減収額５，０００万円を計上するものであります。

次に、１６款、国庫支出金、２項、国庫補助金、１目、総務費国庫補助金、１節、総務費補助金の地方創生臨時交付金に１億２，７６８万７，０００円を計上しております。今回の

臨時交付金につきましては、物価高騰の現下の状況に鑑み、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方等を支援するために、低所得者支援及び定額減税を補足する給付に要する経費に充てるため措置をされておりまして、本町では定額減税補足給付金支給事業に9,550万1,000円を、物価高騰対応重点支援給付金支給事業に3,218万6,000円をそれぞれ充当しております。

次に、5目、教育費国庫補助金では、1節、教育総務費補助金の教育支援体制整備事業補助金に158万円を計上しております。学校適応支援推進事業に94万3,000円を、小学校費の会計年度任用職員人件費（パートタイム）に40万円を、中学校費の会計年度任用職員人件費（パートタイム）に23万7,000円をそれぞれ充当しております。

6目、商工費国庫補助金では、1節、商工費補助金のサステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業補助金に1,194万6,000円を計上しております。想いでつながるコミュニティ推進事業の財源として計上するものであります。

次に、17款、府支出金、2項、府補助金、4目、農林水産業費府補助金、1節、農業費補助金の畜産競争力強化整備事業補助金に5億4,360万6,000円を計上しております。畜産競争力強化整備事業の財源として計上するものであります。

同じく高温対策支援事業補助金に387万8,000円を計上しております。高温対策支援事業の財源として計上するものであります。

6目、土木費府補助金では、2節、住宅費補助金の木造住宅耐震改修補助金に50万円を計上しております。木造住宅耐震改修事業の財源として計上するものであります。

飛びまして、22款、諸収入、5項、5目、2節、雑入では、リーディングDXスクール事業委託金に99万5,000円を計上しております。リーディングDXスクール事業の財源として計上するものであります。

最後に、20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金では241万4,000円を計上しております。今回の補正予算に必要な歳出額に対する財源調整を図るものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、6月4日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

なお、この後、委員会室におきまして、全員協議会を開催いたします。開始時刻は10時

30分とします。

大変ご苦労さまですが、引き続き、よろしくお願いいたします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 居谷知範

〃 署名議員 西山芳明